

OPROARTS Drive 提供条項

本 OPROARTS Drive 提供条項(以下「本契約」という)は、お客様とオプロとの間の、OPROARTS Drive (以下「本サービス」という)の提供に関する全ての関係に適用されます。

お客様が提出する個別契約(注文書を含みますが、それに限定されません)の一部を構成し、個別契約書をオプロまたはオプロの指定する販売店に提出することにより本契約のすべての条件に同意したことになります。

無料トライアルのお客様は、WEB ページ上の本契約の承諾を示す **BOX** をクリックもしくはチェックすることによって本契約の条件に同意したことになります。お客様が、会社その他の法人組織を代表して本契約を締結している場合には、お客様は、以下の条件に関して当該法人及びその関係会社を、本契約により拘束する権限を有することを表明したこととなります。その場合には、「お客様」又は「お客様の」という用語は、当該法人又はその関係会社を言うものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、又は本契約に同意されない場合には、本契約を承諾してはならず、本サービスを利用することはできません。

お客様の無料トライアル期間中に、お客様が本サービスに入力する全てのデータ、及びお客様が実施し、又はお客様のために実施される本サービスの全てのカスタマイゼーションは、お客様が、トライアル期間の終了前に、当該トライアルの対象であるものと同じか、もしくはアップグレードされた有料の本サービスを購入しない限り、回復不能な方法により消去されます。

お客様が当社の競合者である場合には、本サービスにアクセスすることはできません。また、お客様は、本サービスの可用性、性能、機能の測定、その他のベンチマークの目的、又は競合目的のためには、本サービスにアクセスすることができません。

第1条 (利用)

1. オプロは、お客様に対し、本契約に従い、お客様が利用するのに必要な ID 及びパスワード(以下「認証情報」という)を付与のうえ、本契約に定められた条件に従い、本サービスを提供します。
2. オプロは、お客様に対し、本契約に定められた条件に従い使用することのできる、譲渡不能の非独占的ライセンスを許諾します。なお本サービスに関する知的財産権その他の権利または利益の一切は、オプロに帰属し、オプロに留保され、著作権等の財産権が譲渡されるものではありません。
3. 本サービスは個別契約に特定された数を超えるユーザはアクセスすることはできず、2名以上により共有または利用することはできません。

4. お客様が本サービスにおいてお客様の業務に利用するすべての電子的なデータ及び情報（以下「お客様データ」という）はお客様に帰属し、その取得及び利用については、お客様が全責任を負うものとします。お客様データに関して、第三者との間において、紛争等が生じた場合は、お客様がその責任と費用をもって解決し、オプロに何らの損害も負担も負わせないものとします。

5. お客様が本サービスと共に使用するために、お客様が作成したアプリケーションやオブジェクト及びオリジナルのレポートを作成した場合、本サービスとの相互運用に必要なお客様データにアクセスできるようにすることを認めることとします。オプロは、そのようなアクセスに起因するお客様データの開示、改変又は消去について責任を負わないものとします。

6. お客様が本サービスと本サービス以外のシステムを利用して、データを本サービス外に送信することがある場合、オプロ及び **SFDC** はお客様データの個人情報保護、安全性又は完全性につき責任を負わないものとします。

第2条（認証情報）

1. お客様は、認証情報を、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供し、また、担保に供することはできません。

2. お客様は、認証情報を自己の責任において管理するものとします。

3. 認証情報により認証され利用された本サービスについては、当該認証情報にかかるお客様の行為とみなします。

4. オプロは、お客様の認証情報が第三者に利用されたことによってお客様が被る損害について、一切責任を負いません。

第3条（制限事項）

1. お客様は、以下の行為を行うことはできません。

1) 本契約で認められた場合を除き、第三者に本サービスへのアクセスを許すこと

2) 本サービスに基づく派生物を作成すること

3) 本サービスの一部又はそのコンテンツを複製、フレーム又はミラーすること

4) 本契約に基づく利用権を第三者に再許諾、譲渡すること賃貸又はリースすること

5) 本サービスを逆コンパイル、逆アセンブルし、またはリバースエンジニアリングすること

6) 競合する製品もしくはサービスの開発を目的として本サービスにアクセスすること

7) 本サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法もしくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存もしくは送信するために利用すること

2. お客様は、以下の責任を負うものとします。

1) 本契約の遵守について責任を負うこと

2) データの合法性及びお客様が顧客データを取得した方法について全責任を負うこと

3) 本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うこと

- 4) 不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること
- 5) 本サービスを本契約並びに適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること

第4条（本サービスの中断・停止）

オプロは、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に対し事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。

- 1) 本サービス設備の保守の必要性がある計画停止の場合
- 2) 合理的管理を超える状況（洪水、火災、地震、不可抗力、暴動、テロ行為、労働争議又はインターネットサービスプロバイダの障害もしくは遅延を含みますが、それらに限定されません）により障害が発生した場合
- 3) 本サービスの適切な運用をする上で当社が本サービスの一時中断が必要と判断した場合

第5条（お客様データ管理）

オプロは、お客様データの安全性、秘密性及び完全性を保護するために本サービスにおいて適切な技術的な安全保護措置を行うものとし、以下の行為は行わないものとします。

- 1) お客様データを改変すること
- 2) お客様データを開示すること。但し、法令等により要求される場合、又はお客様から書面で明示的に許可された場合はこの限りではありません。
- 3) お客様データにアクセスすること。但し、本サービスを提供するため、又はサービスもしくは技術上の問題の防止もしくはその対応のため、又はカスタマサポート上の問題に関連してお客様に要請された場合は、この限りではありません。

第6条（秘密情報保護）

1. 本契約において「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」という）が他方当事者（以下「受領者」という）に、口頭又は書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。お客様の秘密情報にはお客様データが含まれるものとし、当社の秘密情報には、本サービスが含まれるものとし、また各当事者の秘密情報には、本契約の条件、並びに当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれるものとし、但し、秘密情報（お客様データを除きます）には、以下の情報は含まれないものとします。

- 1) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報
 - 2) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
 - 3) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報
 - 4) 受領者が独自に開発した情報。
2. 開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理

者の注意義務をもって、本契約の範囲外の目的のために開示又は利用されないようにするものとし、受領者は、開示者の秘密情報へのアクセスを、本契約の主旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の従業員、受託者及び代理人に限定するものとし、それらの者に、本条に定めるものを下回らない保護について定める、受領者との秘密保持契約に同意させるものとします。

3. 受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行うものとし（法的に許容される限度で）、開示者が開示に異議を唱えることを望む場合には、開示者の費用で、合理的な援助を開示者に与えるものとします。受領者が、開示者が当事者である民事手続の一部として、法令により開示者の秘密情報の開示を強制される場合は、開示者は、受領者に当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領者の合理的な費用を弁済することとします。

第7条（限定保証）

1. お客様は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、オプロは、本サービスの利用からお客様に生じた損害について、コンピュータウィルス・不正アクセスその他の事由による情報毀損・情報漏洩等の場合を含め、一切責任を負いません。

2. 本サービスは現状有姿のまま提供され、何等の保証をいたしません。オプロは本サービスに商品性があること、プログラミングの誤りがないこと、お客様の満足するスピードでの稼働があること、その機能または性能がお客様の特定の目的に適合するものであること、およびそれらが第三者の権利を侵害するものでないことを含めて、一切、保証するものではありません。またいかなる仕様変更の義務も負いません。

第8条（責任の制限）

オプロは、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用に関連する（1）特別損害、間接損害および派生損害、（2）逸失利益、事業機会の喪失、データの損壊による損害並びに（3）第三者からの請求に基づく損害については責任を追わないものとします。また、いかなる場合にも、オプロのお客様に対する損害賠償責任はその損害を生じさせた本サービスについて支払われた料金の直前6ヶ月分を限度とするものとします。無料トライアルの場合は、オプロは、お客様に損害賠償責任を一切負わないものとします。

第9条（契約期間）

本契約の期間は、1年間とし、お客様又はオプロのいずれかから本契約期間満了の30日前に書面で本契約を更新しない旨の通知が相手方にされない限り、本契約は同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。無料トライアルの場合は、本契約期間は、無料トライアル期間とし、更新はありません。

第10条（契約の終了）

1. お客様はいつでも本サービスの利用を中止して、本契約を終了させることができます。但し、オプロはお客様から受領した本サービス料金の返還義務を負わないものとします。
2. オプロは、お客様が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解約することができるものとし、お客様は、解約があった時点において未払いの本サービス利用料金、オプションサービス利用料金、又は支払遅延損害金がある場合には、オプロが定める日までにこれを支払うものとします。
 - 1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - 2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
 - 3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、又は、清算に入ったとき
 - 4) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - 5) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、又は、転廃業しようとしたとき
 - 6) 本契約に基づく債務を履行せず、オプロから相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
3. 本契約が終了したときは、お客様は、直ちに本サービスの利用を中止するものとします。

第11条（その他）

1. 本契約は、本サービスの利用に関するオプロとお客様の全ての合意を定めたものとします。
2. オプロおよびお客様は次の事項について表明し、保証します。
 - 1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - 2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - 3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - 4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - 5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
3. お客様が、利用料又はその他の支払いを怠ったときは、お客様は支払い日の翌日から年率14.6%の遅延利息を支払うものとします。
4. オプロは、1か月前に通知することにより本契約を随時改正することができ、オプロがその改正をそのホームページで公表したときにその改正の効力が生じるものとします。
5. 第6条（秘密情報保護）、第7条（限定保証）、第8条（責任の制限）は、本契約の解約又は満了後も存続するものとします。

6. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、日本国東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

以上